

“認知症にやさしい”異業種連携協議会 運営方針（案）

（名称）

第1条 この会は、“認知症にやさしい”異業種連携協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、高齢化が急速に進行する中で、認知症になっても個人の尊厳が尊重され、安心して暮らし続けられる社会を実現するため、高齢者、認知症の人に身近なサービスを提供する企業が異業種連携により“認知症にやさしい”サービスを検討し、実践することを目的とする。

（活動）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために以下の取組を実施する。

- （1）“認知症にやさしい”異業種連携共同宣言（仮称）（以下「共同宣言」という。）の策定及び普及
- （2）業種別のガイドラインの策定及び普及
- （3）異業種連携による“認知症にやさしい”サービスの検討
- （4）その他協議会の目的の達成に資する取組

（組織）

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同する企業、認知症の当事者（本人及び家族）、学識経験者により組織する。

2 協議会には、検討課題に応じたオブザーバーを置くことができる。

（座長）

第5条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は学識経験者の互選によりこれを定める。
- 3 座長は協議会を代表し、会務を総理する。

（部会）

第7条 協議会には、必要に応じて部会を置くことができる。

（事務局）

第8条 協議会の事務は京都府健康福祉部高齢者支援課において処理する。

（会議の公開）

第9条 協議会は企業秘密を含め、自由な意見交換の妨げとならないよう、原則非公開とする。

(機密保持)

第 10 条 協議会の活動を通じて知り得た営業秘密・個人情報とは本協議会の活動と無関係な目的外利用や第三者への譲渡を行ってはならない。

(知的財産)

第 11 条 協議会が創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、協議会に帰属する。

(その他)

第 12 条 この運営方針に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別途定める。

附 則

この運営方針は、令和元年 月 日から施行する。